

保育実習の代替としての学内実習の取り組みについて

川俣沙織，山下雅佳実，櫻井裕介，永渕美香子，井上智史，萩尾耕太郎（幼児保育学科）

1. 学内実習実施までの経緯

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、本学幼児保育学科においては学外での実習の代替として、学内実習を実施した。本稿はその取り組み内容について報告するものである。

新型コロナウイルス感染症の感染者が日本国内で初めて確認されたのは2020年1月だが、その後急速に感染者数が増加し、4月7日には埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、そして本学所在地である福岡県を対象に緊急事態宣言が発出され、同月16日にはその対象地域が全国へと拡大された。

こういった状況を背景に、例年2年次7月から9月にかけて実施している保育所実習Bおよび施設実習の実習先から2020年度の実習受け入れは困難であるとの連絡が漸次的に寄せられ始めたため、それぞれの実習担当教員はその対応に追われることとなった。具体的には、実習受け入れ不可との連絡があった実習先に代わる保育所・施設の確保、そして厚生労働省子ども家庭局保育課による令和2年3月2日付けの事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について」において「養成施設にあっては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。」と示されたことを踏まえた「演習又は学内実習等」の実施に備え、実施計画の立案に着手¹した。

その後、5月下旬には地域ごとに順次緊急事態宣言が解除されたが、保育所実習Bおよび施設実習の開始直前の段階において再び東京都や大阪府を中心とした都市部、そして九州でも福岡県を中心に日ごとに感染者数が増加していく中、学内においても新型

コロナウイルス感染症感染者が確認されたため、7月25日（土）から8月12日（水）までに開始を予定していた両実習をすべて取り止めとし、全実習生が2週間の自主隔離²を徹底した上、8月13日（木）以降の実習実施をめざすこととした。これは、厚生労働省子ども家庭局保育課による令和2年6月15日付けの事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について」の別添QAにおいて「『新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の確保が困難である場合』に『実習に代えて演習又は学内実習等を実施する』ことの判断は、実習施設の受け入れ可否に関わらず、養成校として中止の判断を行う場合も含まれるか。」との質問に対する回答として「実習施設との調整の余地があるにもかかわらず、養成校側が一方的に実習中止の判断を行って演習等に代えることは適当ではないため、実習を中止し演習等で代替することの判断は、実習の日程の再調整等を行った上で、なお受け入れ先が確保できなかった場合に行うことが適当である。」と示されている一方、「実習の受け入れ先の状況によって、一部の学生は実習可能でそれ以外の学生は中止となった場合に、当該実習はすべて中止として、履修する学生全員に同じように授業を提供することは差し支えないか。」との質問に対する回答として「差し支えない。」と示されたことを受けての措置である。

そして両実習の代替として実施することとした「演習又は学内実習等」のうち、保育所実習Bの代替となる「演習又は学内実習等」を「学内保育所実習B」、施設実習の代替となる「演習又は学内実習等」を「学内施設実習」と呼称することを決定した。

2. 学内実習の概要

厚生労働省子ども家庭局保育課による令和2年6月15日付けの事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について」

¹ 2年制課程である本学幼児保育学科においては年度をまたいでの実習は困難であるため、実習先の代替と「演習又は学内実習等」の準備に注力することとした。

² 海外から帰国した場合や感染拡大地域を移動した場合、濃厚接触者となった場合の他大学における対応を参考とした。また、実習先から要望があった場合、実習開始前に当該園・施設の実習生を対象にPCR検査を実施した。

の別添 QA において「実習 2 単位を演習により代替する場合、授業時間数については学則による演習の単位時間として差し支えないか。例) 学則により実習が 1 単位 45 時間、演習が 1 単位 30 時間と定められている場合に、2 単位の演習で 60 時間の授業とする(加えて自習時間 30 時間)という大学設置基準の考え方に基づく対応で差し支えないか。また、その代替授業の一部を遠隔授業など、集合しての対面でない形態で実施することで差し支えないか。」との質問に対する回答として「単位数のカウント方法は、大学設置基準に基づくことが基本になるが、実習に代えて演習にする場合には、必要な知識及び技能を修得できるよう、その内容について十分に検討する必要がある。場合によっては、3 単位相当の演習になる場合や、2 単位相当であるが学生の理解を確認するためにレポート提出を必須とすることなどが考えられる。遠隔授業など、対面でない形態で実施することは差し支えない。」と示されたことを踏まえ、「学内保育所実習 B」「学内施設実習」とともにレポート課題の作成等の自習を含めた授業時間数を 90 時間とすることとした³。

なお、計画当初は一部の回を対面にて実施する予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、すべての回をオンライン会議ツールの「Teams」あるいは「Zoom」を利用した遠隔授業として実施することとなった。なお、授業実施日当日受講できなかった履修者については授業模様を録画し、オンデマンド資料として後日 WEB 配信されたものを視聴し、課題を提出することで受講したものと見なした。ただし、「学内施設実習」については個人情報保護の観点から授業模様の動画をオンデマンド資料として WEB 配信することがふさわしくない回があったため、それについては別日程にて授業実施日当日に受講できなかった履修者を学内にて招集し、対面授業として授業動画を視聴させ、課題を提出することで受講したものと見なした。

各回の内容については文部科学省高等教育局大学振興課による令和 2 年 5 月 1 日付けの事務連絡「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」において遠隔授業等を実施する際留意すべきこととして「授業担当教員の各授業ごとの指導計画(シラバス等)の下に実施され

ていること」⁴と示されたことを踏まえ、保育所実習 B および施設実習のシラバスに準拠することとした。なお、保育所実習 B および施設実習のシラバスは平成 30 年 4 月 27 日付けの厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(子発 0427 第 3 号)の別添 1 にて示された「教科目の教授内容」のうちの「保育実習Ⅱ」および「保育実習Ⅰ(施設実習)」に準拠している。それぞれの実習の実習目標を学内実習においても達成することができるよう、各回における内容がどの実習目標に関連するかを確認しつつ、学内実習の全体計画を立案した。

「学内保育所 B」は保育所実習 B 担当教員が、「学内施設実習」は施設実習担当教員が毎回のオーガナイザーを担当し、それぞれ 3 名の学科内の協力教員が回の内容によってファシリテーターを分担した。さらに前者において保育所 8 箇所および外部講師 1 名へ、後者において保育所以外の児童福祉施設 4 箇所および外部講師 1 名へ協力を要請し、参画いただいた。

3. 事後評価アンケートの途中結果と今後の課題

令和 3 年 2 月 5 日現在、「学内保育所実習 B」はそのすべての回を終了し、最終回終了と同時に全履修者を対象に事後評価アンケートを WEB 配信した。回答期限は令和 3 年 3 月 31 日と設定したため、現在も回答期間中である。「学内施設実習」は最終回である第 11 回授業を 2 月 8 日に控えており、最終回終了後同様に事後評価アンケートを WEB 配信する予定である。本稿では途中経過として「学内保育所実習 B」の事後評価アンケートの令和 3 年 2 月 5 日現在の回答結果の一部を報告する。

「学内保育所実習 B」の事後評価アンケートの内容は以下の通りである。

【学内保育所実習 B】アンケート

本年度実施した学内保育所実習 B について、以下の項目に対する現時点(「学内保育所実習 B」終了時点)の自身の達成度を

1. (まったくできなかった)
2. (できなかった)
3. (ややできなかった)

³ 時間数不足とならないよう計画を立案した結果、「学内保育所実習 B」の総時間数は 4365 分(45 分換算 97 時間)となった。

⁴ 「各」「ごと」の重複、下線ともに引用元ママ。

4. (どちらともいえない)
5. (ややできた)
6. (できた)
7. (よくできた)

の中から一つ選択してください。

回答の内容は今後の授業や、研究・調査に活用することがあります。このアンケートに関する情報を授業や研究で使用する場合は、プライバシーを尊重し、公開時に回答した個人が特定できないよう処理され集計されます。回答後もいつ参加を撤回してもいかなる不利益も生じません。

- ①主体的に行動し、生き生きと取り組むことができた。
- ②相手に応じた適切な挨拶や言葉遣いへの配慮と実際の表現ができた。
- ③主体的な学習態度としての事前準備や努力を惜しまず、質問も積極的に行うことができた。
- ④指定された出勤時間や提出物等の期限を守ることができた。
- ⑤報告・連絡・相談の重要性を認識し、職員と協調して確実に役割を果たすために適切な行動をとることができた。
- ⑥謙虚な態度とともに、日々の取組みの中で様々なことに興味や関心を持ち、積極的に学ぼうとする具体的な行動をとることができた。
- ⑦日々の取組みの中で、実習指導担当保育士などから指導された内容を受け止め、修正し、次の実践に反映させようとする行動をとることができた。
- ⑧職員とコミュニケーションを取りながら、進んで仕事をしようとすることができた。
- ⑨養護と教育が一体となって行われる保育の実践についての理解をもとに保育を実践しようとすることができた。
- ⑩保育所保育指針と実際の保育展開の関連についての理解をもとに保育を実践しようとすることができた。
- ⑪日常的な園生活や遊びの観察を通して「環境を通して行う保育」の実際とその意義についての理解ができた。
- ⑫日常的な園生活や遊びの観察を通して「総合的に行う保育」の実際とその意義についての理解ができた。
- ⑬入所(園)している子どもの発達保障及び保護者支援のための家庭との連携の実際とその重要性につ

いての理解ができた。

- ⑭保育課程に基づく指導計画の作成・実践・省察・評価といった一連の保育過程と事後の振り返りや評価の意義についての理解ができた。
- ⑮実習指導担当者などの指導を受けながら作成した指導計画に基づく保育実践と事後評価ができた。
- ⑯多様な保育を展開していく上での役割と保育専門職としての職業倫理についての理解ができた。
- ⑰成功体験とともに、保育士を目指す者としての自己の課題を明確にすることができた。

⑱⑲⑳「学内保育所実習 B」全 11 回のうち、印象の残った回を選択してください(3 つまで選択可)。また、その回を選択した理由も併せて記してください。

第 1 回 オリエンテーション

第 2 回 「環境を通した保育」に関する DVD 視聴：川俣

第 3 回 保育場面の観察：デュランタ保育園・みらい保育園(櫻井)

第 4 回 保育場面の観察：味坂保育園(山下)

第 5 回 指導計画の立案：ナーサリーライムスクール(櫻井)

第 6 回 保育場面の観察：すばる保育園(山下)・非常時の保育に関するインタビュー動画の視聴：武蔵ヶ丘こども園(川俣)

第 7 回 重度障がい児の保護者による講話：北古賀講師(川俣)

第 8 回 連絡帳や園だよりを通した保護者支援：川俣

第 9 回 家庭支援としての児童虐待への対応や防止：だるま保育園(川俣)

第 10 回 保育の計画・実践・省察・評価：あおば保育園(櫻井)

第 11 回 「学内保育所実習 B」全体のふりかえり(省察・評価・自己の課題の明確化)

㉑「学内保育所実習 B」の満足度を

- 1 (非常に不満である)
- 2 (不満である)
- 3 (やや不満である)
- 4 (どちらでもない)
- 5 (おおむね満足している)
- 6 (満足している)
- 7 (非常に満足している)

の中から一つ選択してください。また、その理由も併せて記してください。

②「学内保育所実習 B」の改善点をできる限り詳細に記してください。

③その他何かご意見がありましたら自由に記してください。

「学内保育所実習 B」に関するアンケートは以上です。その他の学内実習参加者で、アンケートへの回答が終わっていない方は、そちらへの回答もおこなってください。

①から⑰は履修者自身が各項目の達成度を自己評価するものである。この①から⑰の項目は保育所実習 B を実施する保育所へ実習評価の際の参考資料として送付している「保育所実習 B 評価票 評価上の観点」⁵において示しているものと同一の内容とした。①から⑰の回答結果については、細かな分析を行った上で別稿にて報告することとする。

⑱から⑳については、第 1 回および第 10 回授業を除外するすべての回が選択されていたが、選択数が多かった第 6 回・第 7 回の選択理由の一部を抜粋し記す。
<第 6 回>

「実際に避難訓練をしている場面を見るのが初めてで、保育者が子どもの命を守るために年齢ごとに適した避難方法をとっている姿を見て勉強になったからです。」

「避難訓練や、実際に起こった熊本地震の際の貴重なお話を聞いて保育現場における災害に備える意識や行動の大切さや、実際に災害が起きた時に子どもと職員の命をどのように守るのかなどについて具体的に学ぶことが出来たからです。」

「保育所や幼稚園は子どもの為のものであるが、子どもを預けるだけではなく保護者が頼ることができる場所であったり、保護者が災害時に自分の子どもが通っている園が開いていることで安心することができたりなど保護者にとっても大切なものになることができると感じた。」

<第 7 回>

「重度障がい児と言われる子とは実習で関わらせていただきましたが、その親の声を聞くことができ、保護者は保育者に対してどう思っているか初めて聞く

ことができたから。」

「実際に保護者の立場からのお話を聞き、保護者と子どもの姿に対する喜びを共有できる保育者になりたいと感じた。また、保育者が日頃子どもをよく見て、愛情を持って接することは保護者も感じていると知ることができた。」

「保護者が感じていること、どう対応して欲しいのかなど詳しく聞くことができたため。また、今後どのように保護者の方と関わることが大切なのか改めて考え直すことが出来たため。」

「体験したことだから言える言葉であったり、感じることもだったりを聞くことができ、私は障害について興味を持ったきっかけになりました。施設に就職ではないけれど、出会うことはあると思うので聞くことができてよかったです。」

「保育者である前に人としても学びの深い回でした。」

いずれの記述からも多面的な視点からの観察および考察が窺える。第 7 回の選択理由の末尾に掲載した「保育者である前に人としても学びの深い回でした。」との記述の示す通り、保育所実習の枠を超えた学修効果があったと評価している。

㉑の令和 3 年 2 月 5 日現在の回答結果の以下の通りである (表 1)。また、選択理由についても一部を抜粋し記す。

表 1 ㉑の回答結果 (令和 3 年 2 月 5 日現在)

「学内保育所実習 B」の満足度	回答数	割合 (%)
1 非常に不満である	0	0
2 不満である	0	0
3 やや不満である	0	0
4 どちらでもない	0	0
5 おおむね満足している	8	17.0
6 満足している	17	36.2
7 非常に満足している	22	46.8
平均点 (7点満点中)	6.3	
標準偏差	0.7	

n = 47

<選択理由>

「学外実習では学びきれないほど多くのことについて

⁵ 本学幼児保育学科の評価票は、九州管内の保育士養成施設が協同し作成した「統一評価票」であり、その内容は全国保育士養成協議会刊の『保育実習指導のミニマムスタンダード』に準拠しており、「保育所実習 B 評価票 評価上の観点」も同様に『保育実習指導のミニマムスタンダード』に準拠したものとなっている。

て学ぶことができたからです。」

「通常の学外実習では学ばないことや、客観的にみることによって理解を深めることができたため、とても良い経験だった。」

「実際に実習を行っていくことより、様々な園の取り組み方や対処法の仕方を学ぶことが出来た。」

「学外実習では聞けないような話を園長先生などからお聞きすることができたり、映像資料ではリモートでの実習だからこそ全体を落ち着いてみることができたり、学内実習だからこそ学べたことが多くありました。」

「グループディスカッションをすることが出来たため、他の人の意見を知ることが出来たため、理解をより深めることが出来たため。」

「協力してくださった学外の先生方や熱心に親身になってくださった先生方のお陰で最後までやり遂げることができました。不満に思ったことは何一つありません。学内実習を進めてくださった皆様に心から感謝しています。」

「課題や単位のことが一番怖かったため、先生方が前もって説明して下さったり課題の期間を設けて下さったりと、私たち生徒のことを一番考えて下さってる事が伝わってきたためです。」

「学内保育所実習 B」全履修者 71 名のうち 47 名が回答しており、半数近くが「非常に満足している」と回答している。また、「非常に不満である」「不満である」「やや不満である」「どちらでもない」との回答が 1 件もなかったことは注視に値する。学外実習の中止に伴い急遽実施した学内実習においてこれだけの評価を得ることができたことは望外のことであった。

他方、⑫の回答結果から今後の課題も明らかとなった。一部を抜粋し記す。

「実習の変わりに行う講義のため 1 日行うのは仕方の無いことだと思うのですが、画面とずっと向き合うというのがなかなか辛く、酔って体調が思わしくない中で授業を受けている日もあったため、なかなか集中出来ていない時間があることがありました。」

「予定時間内に終わらない回もあったため、出来るだけ時間内に終わってほしかったです。」

「全体の目標がシラバスと違う時があり、記載する時間がなかったため、変更があった場合は記載する時間を取ってほしいです。」

「レポートの提出日はもう 1 日猶予があると嬉しかったです。長い時間授業受けてそのままレポートというのはきつかったので 1 日お時間頂けると取り組みやすかったです。」

「今の映像を見ることができたり、話を聞くことができたのでよかったです、グループワークでの内容が少し難しいと感じることがあった。」

「グループワークを、同じクラスか 1・2 組と 3・4 組のように分けると、話しやすくてもっと効率的により良い話し合いが行えたと感じました。」

「グループディスカッションの時にあまり発言しない人がいることがある。意見がまとまっていなかったり、発言するのがあまり得意ではなかったりと様々な理由はあるかもしれないが、相槌を打ったり、意見に賛成なのか反対なのかの反応ぐらいはしてほしいと思った。」

「難しいかもしれないが、動画視聴の際に音声だけ動いて動画が止まっていることが何度かあった。また、動画視聴中に先生方が話をされても全く聞き取れないと感じました。」

「私はイヤホンをつけて授業を受けていたのですが、先生方の音声に音量を合わせていたので映像資料を見る際に耳が壊れそうになるので音量調節だけをお願いしたいです。よろしくお願いします。」

「非常に満足しているので特にはないのですが、しいて言えば、音声の乱れや映像の乱れです。学外の先生方が協力して下さり、先生方が準備して下さった貴重な資料が聞こえにくかったり見えにくかったりすると残念な気持ちがありました。また、チームディスカッションを控えていたりすると余計に焦ったり不安になったりしたので、少しでも音声の乱れや映像の乱れが改善されるとより気付きや学びも多くなるように思います。よろしくお願いします。」

「実践的要素を増やすと学内実習に近い形で学習できると思った。」

「学生の負担感の大きさ」、「授業計画の変更による対応の負担」、「グループワークへの積極的参加の促進の難しさ」、「遠隔授業ならではの ICT 機器や通信環境の整備の必要性」、「実践的内容の実施」など、多くの改善点が示された。すべての設問に関する最終的な回答結果を集計・分析し、今回明らかとなった課題の解消のための具体的な方策も含め、別稿にて改めて報告することとする。

次年度以降もコロナ禍は続くことが予想される。

感染状況次第では今年度同様、「演習又は学内実習等」を実施する可能性は高い。その際は今年度の実績を踏まえ、改善を図りたい。

【謝辞】

「学内保育所実習B」および「学内施設実習」の実施に際し、授業当日のみならず、事前の打ち合わせ、事後のコメント、最終回授業時のメッセージと長期間にわたりご協力いただいたすべての保育所・施設、そして講師の先生方へこの場を借りて改めまして御礼申し上げます。

【参考】

厚生労働省子ども家庭局保育課（令和2年3月2日付け事務連絡）「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について」

厚生労働省子ども家庭局保育課（令和2年6月15日付け事務連絡）「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について」

文部科学省高等教育局大学振興課（令和2年5月1日付け事務連絡）「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（平成30年4月27日付け通知）「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（子発0427第3号）